Ｊ０５０　気管内洗浄（１日につき）　240点
注１　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
２　気管内洗浄と同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入は、所定点数に含まれるものとする。
Ｊ０５１　胃洗浄　250点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０５２　ショックパンツ（１日につき）　150点
注　２日目以降については、所定点数にかかわらず１日につき50点を算定する。
Ｊ０５２－２　熱傷温浴療法（１日につき）　1,740点
注　広範囲熱傷の患者であって、入院中のものについて行った場合に受傷後60日以内に限り算定する。
（皮膚科処置）
Ｊ０５３　皮膚科軟膏処置
１　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　55点
２　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　85点
３　3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満　155点
４　6,000平方センチメートル以上　270点
注１　100平方センチメートル未満の場合は、第１章基本診療料に含まれ、算定できない。
２　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った皮膚科軟膏処置の費用は算定しない。
Ｊ０５４　皮膚科光線療法（１日につき）
１　赤外線又は紫外線療法　45点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　長波紫外線又は中波紫外線療法（概ね290ナノメートル以上315ナノメートル以下のもの）　150点
３　中波紫外線療法（308ナノメートル以上313ナノメートル以下に限定したもの）　340点
Ｊ０５４－２　皮膚レーザー照射療法（一連につき）
１　色素レーザー照射療法　2,170点
注　照射面積が10平方センチメートルを超えた場合は、10平方センチメートル又はその端数を増すごとに所定点数に500点を加算する。ただし、8,500点の加算を限度とする。
２　Ｑスイッチ付レーザー照射療法
イ　４平方センチメートル未満　2,000点
ロ　４平方センチメートル以上16平方センチメートル未満　2,370点
ハ　16平方センチメートル以上64平方センチメートル未満　2,900点
ニ　64平方センチメートル以上　3,950点
注　３歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、2,000点を所定点数に加算する。
Ｊ０５５　いぼ焼灼法
１　３箇所以下　210点
２　４箇所以上　260点
Ｊ０５５－２　イオントフォレーゼ　220点
Ｊ０５５－３　臍肉芽腫切除術　220点
Ｊ０５６　いぼ冷凍凝固法
１　３箇所以下　210点
２　４箇所以上　260点
Ｊ０５７　軟属腫摘除
１　10箇所未満　120点
２　10箇所以上30箇所未満　220点
３　30箇所以上　350点
Ｊ０５７－２　面皰圧出法　49点
Ｊ０５７－３　鶏眼・胼胝処置　170点
注　月１回に限り算定する。
Ｊ０５７－４　稗粒腫摘除
１　10箇所未満　74点
２　10箇所以上　148点
（泌尿器科処置）
Ｊ０５８　膀胱穿刺　80点
Ｊ０５９　陰嚢水腫穿刺　80点
Ｊ０５９－２　血腫、膿腫穿刺　80点
Ｊ０６０　膀胱洗浄（１日につき）　60点
注１　薬液注入、膀胱洗浄と同時に行う留置カテーテル設置及び留置カテーテル設置中の膀胱洗浄の費用は、所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０６に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った膀胱洗浄の費用は算定しない。
Ｊ０６０－２　後部尿道洗浄（ウルツマン）（１日につき）　60点
Ｊ０６１　腎盂洗浄（片側）　60点
Ｊ０６２　腎盂内注入（尿管カテーテル法を含む。）　1,080点
注　ファイバースコープによって行った場合に算定する。
Ｊ０６３　留置カテーテル設置　40点
注１　膀胱洗浄と同時に行う留置カテーテル設置の費用は、膀胱洗浄の所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０６に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った留置カテーテル設置の費用は算定しない。
Ｊ０６４　導尿（尿道拡張を要するもの）　40点
注　区分番号Ｃ１０６に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った導尿の費用は算定しない。
Ｊ０６５　間歇的導尿（１日につき）　150点
Ｊ０６６　尿道拡張法　180点
Ｊ０６６－２　タイダール自動膀胱洗浄（１日につき）　180点
Ｊ０６７　誘導ブジー法　180点
Ｊ０６８　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）　290点